

平 3 0 . 1 1 . 5
実 3 - 3

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成30年11月5日（月）

財 務 省

目 次

○ これまでいただいた主なご意見	3
○ 参考資料	8
・ フランス	9
・ フランスにおける納税者利便の向上等に向けた取組(給与所得者等の記入済申告書)	10
・ フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)	11
・ フランスにおける給与所得に対する所得税の源泉徴収制度の導入について	12

これまでいただいた主なご意見

1 総論

- これまで確定申告や、そのための記帳等が必要であった納税者は一部に限られていたが、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、それらの事務手続が必要となる納税者の数は増加している。そうした納税者の数は今後も増えていくと見込まれるところ、簡易に、かつ、適正な申告ができる環境の整備に向けて早急に取り組んでいく必要があるのではないかな。
- 納税環境の整備に当たっては、経済社会のICT化を踏まえ、電子データそのもののやり取りや、マイナポータルの活用なども視野に入れて検討を進めてはどうか。
- 各種取引データの提供から申告までを簡便に行えるような仕組みを構築するためには、プラットフォーム事業者等の情報保有者、民間のソフトウェア開発業者、及び国税当局の三者が、連携を密にして取り組んでいく必要があるのではないかな。
- 自主的な適正申告を確保する観点から、仮想通貨交換業者やシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者に協力を求める場合、①事業者が顧客に係る情報をどの程度把握しているのか(例えば、本人確認データや取引データは把握しうるが、当該取引以外の所得や控除については把握が困難、等)、②顧客が、その取引によってどの程度の所得を得ていると考えられるのか、といった点も考慮して検討する必要があるのではないかな。
- 行政手法の在り方を検討するに当たっては、法律による行政の原理、租税法律主義、租税公平主義といった基本原理を踏まえつつも、経済社会の変化に応じ、既存の制度を見直していくといった視点が必要ではないかな。
- 税務当局の人員が限られている中、経済社会の変化に対応しつつ、適正課税を実現していくためには、高額・悪質な申告漏れ事案に対して重点的な調査を行うなど、メリハリのある対応が必要ではないかな。

これまでいただいた主なご意見

2 自主的な適正申告の促進策

- 仮想通貨取引については、平成30年分確定申告（平成31年2～3月）に向けて、仮想通貨交換業者から顧客に対して申告に必要な取引情報の提供が行われる見込みとのことだが、シェアリングエコノミーについても同様の情報提供ができないか。
- 例えば、マッチングサイトの専用ページ上で閲覧できるシェアリングエコノミーの取引履歴等の情報を汎用的なデータ形式でダウンロードし、申告書作成ソフトで活用するということができないか。
- 仮想通貨取引については、仮想通貨交換業者から提供された個々の取引に係るデータを読み込んで自動的に所得の計算を行う専用アプリ等があるとのことだが、それにより計算した所得情報を国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで読み込むことができれば、より簡便な申告が可能となるのではないか。
- 報酬・料金等の支払調書については本人交付が義務付けられているわけではないが、慣行上、その写しが本人に交付されている例も多いため、そうした支払情報の通知を電子的に行うよう、事業者に対して協力を求めていくということも考えられるのではないか。
- マイナポータルと連携した民間送達サービスを活用して、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーの取引情報のほか、報酬・料金等の支払情報も一元的に入手できる仕組みができれば、更に簡便な申告が可能となるのではないか。
- 事業者に対し、納税者に対する情報の提供等を求める場合、当該事業者の負担にも配慮すべきではないか。この点、取引のデジタル化が進めば、そうした情報提供に関する事業者の負担も比較的軽くなるのではないか。

これまでいただいた主なご意見

2 自主的な適正申告の促進策（続き）

- 将来的には、国税当局が保有する情報等により申告書が自動的に作成され、ワンクリックで電子申告が行えるような仕組みが実現できないか。

3 自主的な適正申告の担保策

- 仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、取引の仲介者（仮想通貨交換業者、プラットフォーム事業者）が、個々の納税者の取引に係る情報を一定程度保有しているという特徴があることから、当該仲介者に対して法定調書の提出を求めることについて検討してはどうか。
- 新たな法定調書の導入については、当該分野における悉皆的・自動的な情報収集に資する一方、マイナンバーの管理やシステムの整備をはじめ、事業者の負担が大きいことなどを踏まえれば、黎明期にある経済取引に対して当該制度を導入することについては、現時点では慎重な検討が必要ではないか。
- 事業者の事務負担に配慮するとともに、黎明期にある経済取引に対して柔軟に対応するという観点からは、高額・悪質な無申告者等に対応するため特に必要な場合に限って、事業者が通常保有する情報の範囲内で照会を行うということも考えられるのではないか。
- 事業者に対する情報の照会は、実務上、税務当局が任意の協力を求める形で行われているが、そうした情報提供については、顧客との間でトラブルが生じるのではないかという懸念を有している事業者もいることから、これを税法上明確化するという事も考えられるのではないか。
- 高額悪質な無申告者等を特定するため、担保措置を伴ったより実効的な形で、事業者に対して情報の照会を行うような枠組みを検討する場合には、慎重かつ適正な運用を求める観点から、照会できる場合や対象となる情報を必要最小限な範囲に限定するとともに、不服申立てを導入することが必要ではないか。

これまでいただいた主なご意見

3 自主的な適正申告の担保策（続き）

- 法定調書については、事業者の事務負担にも配慮し、原則として一定の提出基準額（例えば金地金の譲渡の場合、一回200万円超）を設けているが、その基準額を下回るよう小口に分割して取引を行うことにより、調書の提出対象となることを免れ得るといった限界もあるのではないか。
- 事業者に対して情報の提供を求める場合、国内外の事業者におけるイコール・フットィングの観点にも配慮する必要があるのではないか。
- 仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、取引の仲介者（仮想通貨交換業者、プラットフォーム事業者）が存在するという特徴があることを踏まえ、確実に課税を行う観点から、そうした仲介者に源泉徴収義務を課すことを検討してはどうか。
- 現在黎明期にあるシェアリングエコノミーに関し、プラットフォーム事業者に源泉徴収事務に係る負担を課すことは適当ではないのではないか。
- 例えばシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者に対して源泉徴収義務を課すとすれば、多くの場合、上場株式等の配当等（租税特別措置法9条の3条の2）と同様、「支払を行う者」ではなく「支払の取扱者」に対する義務という特例的な扱いとなるが、その点をどう考えるか。
- プラットフォーム事業者においては経費を差し引いた利益（所得）の額を把握できないため、グロスの支払額（収入額）に対して一定の税率に基づき源泉徴収を行う仕組みとせざるを得ないが、シェアリングエコノミーにおける取引は多種多様であり、経費率も業種業態によって大きく異なるということに留意する必要があるのではないか。

これまでいただいた主なご意見

3 自主的な適正申告の担保策（続き）

- 仮想通貨を口座間で移転した場合、移転先の口座を管理する交換業者においては、移転元の口座における当該仮想通貨の取得価額を把握することができないため、仮に源泉徴収制度を検討するとすれば、グロスの支払額（仮想通貨の売却額）が基準になると考えられるが、仮想通貨の売却により損失が生じる場合も多いことを踏まえれば、支払額を基準として源泉徴収を行うことは適当ではないのではないか。
- 例えば中古品の売買などのように、インターネット上のプラットフォームを通じた取引とそうでない取引がある場合、前者にのみ法定調書の提出や源泉徴収に係る義務を課した場合、消費者や売主・貸主・役務提供者等の行動に歪みをもたらすこととなり、中立性の観点から問題ではないか。
- シェアリングエコノミーにおける役務提供の形は多種多様であることから、今後、更に普及・拡大していけば、給与所得者に該当するような稼得者も出てくる可能性があり、その場合には、プラットフォーム事業者が給与の支払者として源泉徴収義務を負うということも考えられるのではないか。

参 考 资 料

- 公共財政総局(DGFIP、国税庁に相当)のポータルサイトを通じて、個人及び法人が申告・納税に係る情報の取得や手続等を全て行えるよう、納税者利便の向上策が講じられており、電子申告割合も着実に増加。
- 所得税に関しては、給与所得や金融所得等を合算して課税する、総合課税方式(世帯単位課税)を採用。2006年より、納税者利便の向上のため、雇用者等から集められた情報(キャピタルゲイン等の一部の項目を除く)をDGFIPがあらかじめ申告書に記入し、税務申告を支援するサービス(「記入済申告書」)を導入。
- インターネットを利用した脱税等の新たな問題に対応するため、税務調査における既存の情報提供要請権限である「コミュニケーション権(法定資料提示要求権)」を2014年に見直し、対象となる情報や対象者の範囲を適正化。独立行政機関による監督の下、不特定の調査対象者に関する情報の提供要請も可能とした。

(1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ オンラインでの申告・納税手続

納税者利便の向上のため、個人及び法人がDGFIPのポータルサイトのウェブアカウントから申告・納税手続等を行うことを可能に。モバイル端末も使用可能。

➤ 単一システムによる給与所得者情報の管理

多数存在していた申告書類を電子化・一元化し、DGFIPや社会保障機関等が必要とする従業員(給与所得者)情報について、雇用主が一度申告を行うだけで、自動的に関係機関に共有されるシステムを構築。

➤ 記入済申告書(給与所得者等)

給与所得者等の利便の向上のため、キャピタルゲイン等の一部の項目を除き、所得額等の一定の情報があらかじめ記入された状態で納税者に届く「記入済申告書」を、原則全納税者に提供(2006年導入)。

➤ 電子申告・納税の推進

電子申告の利用状況は、所得税50%(2016年。今後、段階的に義務化していく予定)、法人税96%、付加価値税82%。(いずれも2013年。一部義務化済。)

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 情報提供の対象範囲を適正化

電子化の進展によって生じた、新たな課税逃れや脱税等の問題に対応するため、2014年、税務調査における情報提供要請権限(コミュニケーション権)の対象範囲を見直し。独立行政機関による監督の下、不特定の調査対象者に関する情報の提供を要請することが可能に。

➤ 資料提供への非協力等に対する課徴金

資料提供の拒否には、5,000ユーロ/件の課徴金を賦課。

➤ 支払調書等による情報の提出

新しい経済活動に対応するため、給与・利子・配当等に関する支払調書に加えて、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者に対し、サービス提供者の取引情報の提出を義務付け(2020年～)。

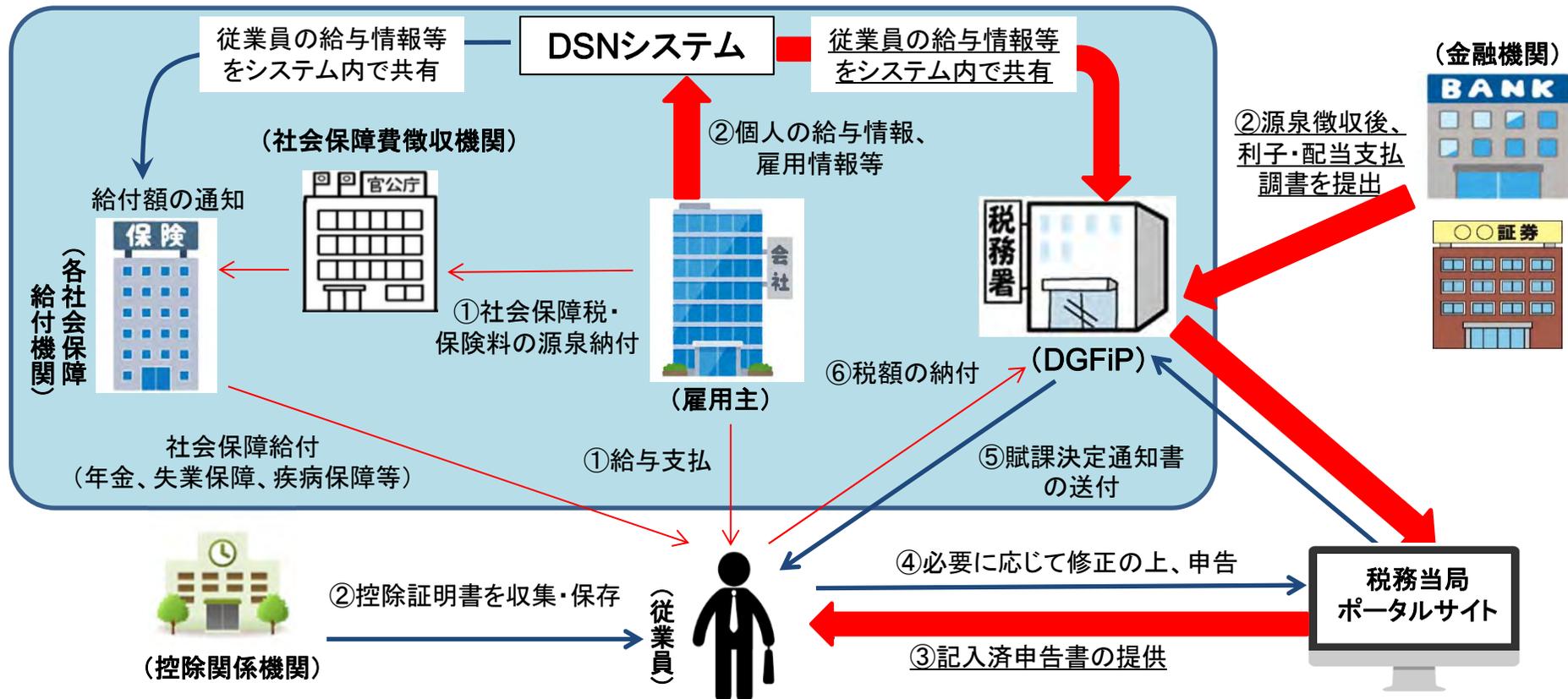
➤ 源泉徴収制度の導入

個人の所得や就業の状況の変化等を迅速に把握するため、2019年1月以降、給与所得に対する所得税の源泉徴収を導入する予定(当初は2018年1月の導入を予定していたが、マクロン新大統領が1年延期を表明)。

フランスにおける納税者利便の向上等に向けた取組（給与所得者等の記入済申告書）

平成29年6月19日
政府税調「説明資料」改

- 社会保険料や社会保障税の徴収、社会保障給付のためのネットワークシステム(DSN)により、雇用主による給与の支払や従業員の採用・休職・離職等に関する情報が、企業(雇用主)、DGFIP、社会保障関係の徴収・給付機関の間で共有される仕組みが構築されている(ワンスオンリーの原則)。
- 所得税は、給与所得に対する源泉徴収がなく、原則全ての所得を総合課税としつつ、税額については納税者が申告を行った上で、DGFIPからの賦課決定通知書の送付により確定(賦課課税方式)。
- こうした制度の下、納税者利便の向上等の観点から、申告に当たっての「記入済申告書」制度を実施。
- 記入済となっている情報は、世帯情報(DGFIPが把握しているものに限る)、給与、年金、利子、配当など。
納税者が記入する情報は、各種控除情報(寄附金控除等)、キャピタルゲイン、不動産所得など。



(注1) 2019年1月以降、DSNを活用した給与所得に対する所得税の源泉徴収を開始予定(2018年1月の導入を予定していたが、マクロン新大統領が1年延期を表明)。

(注2) 所得税の申告期間は地域によって異なり、おおむね4月中旬～6月初旬。賦課決定通知書の送付時期は納税者のタイプによって異なり、おおむね7月下旬～9月初旬。

1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在し、集められた情報は、DGFIPによる「記入済申告書」の作成にも活用されている。また、新しい経済活動に対応し、2020年以降、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者が、サービス利用者のCtoC取引の情報を提供することとなるよう見直しを行った。

2. コミュニケーション権による情報提供要請

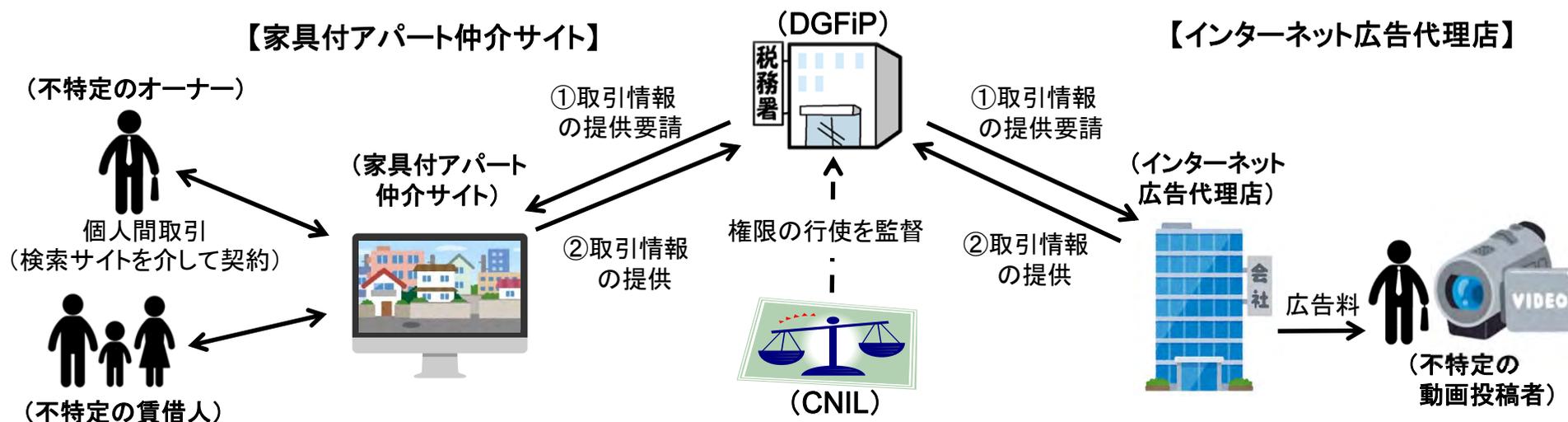
税務調査において調査対象者及び関係取引先等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、調査対象者が不特定の場合でも、第三者（仲介業者等）に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、DGFIPによる同権限の行使は、個人情報保護を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」による監督の下で行われている。

■ 主な要件（税務手続法典L81条、R*81-3条等）

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、調査対象者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

<コミュニケーション権が活用された実際の例>



※ DGFIPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。

前政権が掲げていた方針

- オランド前政権は、2016年12月に成立した予算法において、給与所得に対する所得税の源泉徴収制度を、2018年1月から導入することを決定した。
- 同政権は、同制度を導入すべき理由として、以下のような事項を主張していた。
 - ・ 主要先進国(G7)の中で、所得税の源泉徴収を行っていないのは、フランスのみである。
 - ・ 源泉徴収を導入することにより、世帯の所得状況や担税力に影響を及ぼし得る事情(失業、出生、離婚等)に変更が生じた場合に、これらを税額に迅速に反映することが可能である。
- 同制度の運用に当たっては、従業員の給与情報等を共有するための既存システムであるDSNを活用し、DGFIPから雇用主に対し、各従業員への適用税率を通知し、源泉徴収・納付を行うこととされている。

世論の動向と事業者団体の主な意見

- 2016年6月の世論調査では、回答者の3分の2が源泉徴収制度の導入を「支持する」と答えていた。
- 他方、主な事業者団体は、以下のような理由から同制度の導入に懸念を表明している。
 - ・ 世帯単位課税の下では、雇用主が個々の従業員への適用税額を把握することで、従業員の個人情報(世帯状況や給与以外の収入状況等)を推察できるようになり、プライバシーの侵害の問題が生じる。
 - ・ 所得税の納付率は既に相当高く、源泉徴収をしなくとも、既に適正な課税は実現されている。
 - ・ 源泉徴収が行われることにより、手取りの給与額が減少するため、労使関係に悪影響が生じ得る。

今後の見通しについて

- 2017年5月の大統領選挙で勝利したマクロン新大統領は、源泉徴収が企業に与える影響を見極めるため、制度設計を改めて精査し、一定の試行期間を設ける必要があるとして、制度の正式な導入を2019年1月まで延期することを表明した。